平成２４年（フ）第４６７号
埼玉県所沢市大字上山口1923番地の１
債務者　宮崎　洋子
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９９号
静岡県裾野市深良９番地の４
債務者　鈴木　孝之
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
静岡県御殿場市神山平２丁目６番地の９
債務者　渡邉　正彦
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
愛知県犬山市大字犬山字中ノ宮61番地８　サンシティ中ノ宮Ａ306
債務者　土屋　正司
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２１１号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字神戸７番地１ソレーユ神戸202号
債務者　鵜飼　亜弥
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２３０号
愛知県一宮市起字与三ケ巻44番地１　尾西団地１号棟1421号
債務者　今枝　絹代
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１５１号
岡山県倉敷市連島町鶴新田859番地４　ヴェル・フィオーレＮ．ＴＡ202
債務者　増井　　茂
１　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
高知市山手町47番地２　山手荘
債務者　辻松多恵子
１　決定年月日時　平成24年７月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２６号
静岡県田方郡函南町塚本186番地の１　アーバンシティ函南弐番館211、前住所静岡県伊豆市熊坂1255番地の102
債務者　塩谷　照子
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
静岡県御殿場市新橋1909番地の５　富士見２寮104号、住民票上の住所静岡県御殿場市新橋1909番地の５　富士見２寮
債務者　石井　弘樹
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
和歌山県御坊市湯川町財部780番地４　スカイハイツタカラ第２号棟４階１号室、住民票上の住所和歌山県御坊市湯川町財部780番地４
債務者　川﨑　夏子
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第５９号
岡山県苫田郡鏡野町上齋原802番地の１
債務者　村下　勝之
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第８５号
岡山県津山市川崎８―21、住民票上の住所大阪府豊中市中桜塚５丁目22番16―506号
債務者　森下　　弘
１　決定年月日時　平成24年７月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第８８号
岡山県津山市小原501番地
債務者　竹本眞智子
１　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
岡山地方裁判所津山支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２２号
兵庫県尼崎市西字喜左衛門新田1785番24
破産者　新日本チューブ工業株式会社
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１号
栃木県佐野市栃本町1457番地37、開始決定時の住所栃木県佐野市茂呂山町２番地８
破産者　中村　勘次
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５０号
埼玉県八潮市大字南後谷375番地４
破産者　ナチュラリー株式会社
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第５８６号
大分市大字中尾501番地の11
破産者　有限会社ミートビアン
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係